

○風俗営業の営業時間の延長の認められる日及び地域の取扱いについて

(昭和 60 年 3 月 18 日岡防第 226 号警察本部長例規)

改正 平成 12 年 3 月岡生企 110 号

平成 16 年 3 月岡務第 45 号

平成 26 年 3 月岡生環第 120 号、岡生企第 235 号 令和 3 年 3 月 24 日岡務第 255 号

令和 3 年 3 月 31 日岡生企第 182 号

各所属長

風俗営業の営業時間の延長の認められる日及び地域を定める規則(平成 11 年岡山県公安委員会規則第 2 号。以下「規則」という。)に規定する風俗営業の営業時間の延長の認められる日及び地域の取扱いを次のとおり定めるので、その取扱いに誤りのないようになされたい。

記

1 申請の受理

警察署長(以下「署長」という。)は、風俗営業の営業時間の延長を求める申請があったときは、営業時間延長申請書(様式。以下「申請書」という。)を提出させるものとする。

2 必要性の判断

署長は、前記申請を受理したときは、申請者から意見を聴取するなど当該祭礼等の内容を十分把握するとともに、次に掲げる基準に基づき風俗営業の営業時間の延長を認めるか否かを判断するものとする。

- (1) 県又は市町村が主催若しくは協賛する祭礼等であるか。
- (2) 当該地域の特殊事情により風俗営業の営業時間を延長しても善良の風俗を害するおそれがないか。
- (3) 当該地域の慣習又は催し物の性格から例外的に営業時間を延長することが相当と認められるか。

3 報告

署長は、風俗営業の営業時間の延長を認めることが相当であると判断したときは、営業時間の延長を認める日の 3 週間前までに申請書の写しを添付して警察本部長に報告するものとする。

4 公表の手続

- (1) 生活安全部生活安全企画課長は、署長から前記報告があったときは、岡山県警察ホームページへの掲載その他の適切な方法により風俗営業の営業時間の延長の認められる日及び地域を公表する手続を行うものとする。
- (2) 署長は、警察署掲示板に風俗営業の営業時間の延長の認められる日及び地域を掲示して公表するものとする。

5 留意事項

- (1) 風俗営業の営業時間の延長を認めるか否かの判断をするに当たっては、祭礼等の内容、規模、当該地域の慣習等を十分考慮し、形式的にながれることのないよう留意しなければならない。
- (2) 地域の指定は、原則として市町村単位で行わなければならない。
- (3) 祭礼等が2以上の警察署管内に及ぶ場合には、当該署長は相互に延長の必要性を協議するとともに、相互に風俗営業の営業時間の延長の認められる日及び地域を公表しなければならない。

6 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとし、保存期間は、文書が完結した日の属する年の翌年から起算するものとする。

文書名	保存所属	保存期間
営業時間延長申請書	受理した警察署	長期